

伊勢崎市入札・契約制度について

令和7年2月5日

本市では、公共工事等に関する入札・契約制度について競争性、透明性及び公平性を高めるため、入札・契約制度の見直しを行います。

主な見直し内容は、次のとおりです。なお、見直し内容については、令和7年4月1日から適用します。

つきましては、引き続き本制度の実施について御理解と御協力をお願いいたします。

◆ 建設コンサルタント等業務委託における最低制限価格の算定基準の見直しについて

【適用日】令和7年4月1日から

現在、建設コンサルタント等業務委託において採用している最低制限価格の算定基準について、ダンピング受注対策のより一層の強化を図るため、一部算定基準の見直しを行い、次のとおりとします。

【改正内容】

建設コンサルタント等業務委託について、下表のとおり見直しをします。

業務区分	①	②	③	④	合計額
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に <u>10分の5</u> を 乗じて得た額	—	上限：10分の8.2 下限：10分の6.0
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	上限： <u>10分の8.1</u> 下限：10分の6.0
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額	上限： <u>10分の8.1</u> 下限：10分の6.0
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額	上限：10分の8.5 下限：2/3
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額	上限： <u>10分の8.1</u> 下限：10分の6.0

※ 下線部以外については変更はありません。